

施工能力審査型総合評価方式「技術点申告書」の記入に関するQ & A

【申告書の記入にあたっては、案件ごとに定めた「公表事項」の内容をよくご確認の上、作成して下さい。】

【企業の施工能力】

（工事成績評定について）

番 号	内 容	ページ
Q 1 - 1	工事成績評定欄を記入する上での主な注意点は何か？	4
Q 1 - 2	工事成績評価点の対象となる期間について詳しく教えてください。	5
Q 1 - 3	工事成績評価点の対象は「東京都の発注工事のみ」とされていますが、例えば東京都住宅供給公社の成績評定は対象となりますか？	5
Q 1 - 4	工事完了日が同日の工事が複数存在します。どの工事を採用すればよいですか？	5
Q 1 - 5	A 1 - 1 ②に「工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績を記載」とあります。 工事完了日とは、工事成績評定通知書に記載されている工期のことですか？	5
Q 1 - 6	工事成績評定通知書を紛失してしまい評定点がわかりません。また「写し」も提出できません。どのように対応すればよいですか？	5
Q 1 - 7	工事成績評定通知書の内容に誤りと思われる項目を発見しました。どのように対応すればよいですか？	6
Q 1 - 8	「過去の実績（A 1 - 1 ②参照）」を有しませんが、入札への参加申込みは可能ですか？	6
Q 1 - 9	建設共同企業体（JV）の構成員として実施した工事の工事成績評定通知書は認められますか？	6

（配置予定技術者の資格について）

番 号	内 容	頁
Q 2 - 1	配置予定技術者の資格欄を記入する上での主な注意点は何か？	6

番 号	内 容	頁
Q 2 - 2	A 2 - 1 ③記載の「資格証」は、「監理技術者資格者証」でも認められますか？	7
Q 2 - 3	配置予定技術者は、「公表事項」に記載された同種または類似工事の実績が必要ですか？	7
Q 2 - 4	配置予定技術者はA 2 - 1 ①に示された資格として「実務経験」を有しています。この場合、実務経験を証明する資料を提出する必要はありますか？	7

（配置予定技術者の実績について）

番 号	内 容	頁
Q 3 - 1	配置予定技術者の実績欄を記入する上での主な注意点は何か？	8
Q 3 - 2	過去、「公表事項」に定められた同種または類似工事を実施しましたが、コリンズに登録していませんでした。この工事の実績は認められますか？	8
Q 3 - 3	コリンズに登録していない工事や、コリンズに登録しているがデータの不足や誤りにより「公表事項」に定められた同種または類似工事と確認できない工事について、契約図書等により実績の証明を行うことはできませんか？	8
Q 3 - 4	同種または類似工事の実績は、東京都の発注工事のみ対象となるのでしょうか？	9
Q 3 - 5	配置予定技術者の実績は、現在所属している会社での実績に限られるのでしょうか？	9

【企業の信頼性・社会性】

（単価契約工事又は緊急施行工事の実績点について）

番 号	内 容	頁
Q 4 - 1	施設維持に関する単価契約工事には、施設維持に関する単価契約委託は含まれないのでしょうか？	9

Q 4 - 2	単価契約工事の完了日とは、当該単価契約の契約期間末日を示しているのでしょうか？それとも、契約期間内に実施した個別業務の完了日を示しているのでしょうか？	9
Q 4 - 3	実績の対象となる緊急施行工事とは、どのような工事をいうのでしょうか？	10

【企業の施工能力】

（工事成績評価について）

Q 1－1 工事成績評価欄を記入する上での主な注意点は何か？

A 1－1

① 記載する工事は、東京都が発注した工事ですか？

⇒工事成績評価点は東京都の知事部局及び公営企業局等が発注した工事のみ対象となります。
対象となる具体的な組織名は東京都ホームページ内の「東京都の組織」をご覧ください。

【https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/tosei/soshiki_joho/soshiki/index.html】

② 過去の実績は漏れなく記載しましたか？

⇒本欄には、申請者が対象期間（※1）内に完了した都発注工事のうち、対象となる業種（※2）の案件について工事完了日が基準日（※3）に近いものから順に3件の工事成績を記載します。

なお対象期間及び対象業種は、希望申請工事の「公表事項」と整合しているかよく確認して下さい。

- ・（※1） 対象期間とは、基準日（※3）の5年3ヶ月前の日から起算して5年間をいいます。基準日と対象期間については巻末資料1「対象期間一覧表」をご覧ください。
- ・（※2） 対象となる業種は、案件ごとに定める「東京都施工能力審査型総合評価方式（試行）公表事項」において、工事成績評価点算定の対象工事として定められている業種となります。案件ごとに定める公表事項については、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご覧ください。
- ・（※3） 基準日とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日（※4）の直前のものをいいます。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とします。
- ・（※4） 発注予定の公表を開始する日とは、案件ごとに公表を開始した日となります。東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご覧ください。

③ 工事成績評価通知書の写しは添付しましたか？

⇒工事成績評価欄に記載した工事の工事成績評価通知書の写し（電子調達システムの場合は、PDF等の電子データ）を、技術点の申告とあわせて提出して下さい。

Q 1－2 工事成績評価点の対象となる期間について詳しく教えてください。

A 1－2 巻末資料 1「対象期間一覧表」及び巻末資料 2「工事成績評価点の算定例」をご参照下さい。

Q 1－3 工事成績評価点の対象は「東京都の発注工事のみ」とされていますが、例えば東京都住宅供給公社の成績評定は対象となりますか？

A 1－3 工事成績評価点の対象は東京都の知事部局及び公営企業局等が発注した工事のみとなりますので、東京都住宅供給公社の成績評定は対象となりません。詳しくは A1－1 ①をご覧ください。

Q 1－4 工事完了日が同日の工事が複数存在します。どの工事を採用すればよいですか？

A 1－4 工事成績評定点が低い通知書を優先して採用し、申告書を作成して下さい。詳しくは巻末資料 2「工事成績評価点の算定例」をご参照下さい。

Q 1－5 A 1－1 ②に「工事完了日が基準日に近いものから順に 3 件の工事成績を記載」とあります。

工事完了日とは、工事成績評定通知書に記載されている工期のことですか？

A 1－5 工事完了日とは、監督員へ提出した工事完了届に記載された工事完了日となります。工期と工事完了日が同一であれば工事成績評定通知書に記載されている工期が工事完了日となりますが、工期前に完了した案件等、異なる場合もありますので注意願います。

Q 1－6 工事成績評定通知書を紛失してしまい評定点がわかりません。また「写し」も提出できません。どのように対応すればよいですか？

A 1－6 工事成績評定通知書を紛失した場合は、発行者（紛失した工事の担当部局）へ写しの再発行を申請して下さい。なお再発行には時間を要することもありますので、申請は余裕を持って行って下さい。

Q 1－7 工事成績評定通知書の内容に誤りと思われる項目を発見しました。どのように対応すればよいですか？

A 1－7 発行者（当該工事の担当部局）へ連絡していただき、誤りの有無をご確認下さい。誤りが確定すれば、工事成績評定通知書の訂正等について発行者と相談をお願いします。

Q 1－8 「過去の実績（A 1－1 ②参照）」を有しませんが、入札への参加申込みは可能ですか？

A 1－8 工事成績評価点は0点となりますが、案件ごとに定める入札参加条件を満たせば入札参加申込みは可能です。

Q 1－9 建設共同企業体（JV）の構成員として実施した工事の工事成績評定通知書は認められますか？

A 1－9 代表者に限らず、構成員であれば認められます。（ただしA 1－1 ②に記載の「対象業種」及び「対象期間」を満たすことが必要です。）

（配置予定技術者の資格について）

Q 2－1 配置予定技術者の資格欄を記入する上での主な注意点は何か？

A 2－1

① 配置予定技術者の方は、「公表事項」に定められた資格を有していますか？

⇒配置予定技術者は、「公表事項」に定められた資格（一級技術者、二級技術者、その他の技術者）のいずれかに該当する必要があります。（該当しない場合は配置予定技術者となることはできません。）

② 「公表事項」に定められた資格区分（一級、二級、その他）のどれに適合しますか？

⇒配置予定技術者の方が有する資格により得点（資格点）が変わります。「公表事項」に基づき正しい資格区分を記載して下さい。

③ 資格証の写しは添付しましたか？

⇒対象となる資格を有する証明資料として資格証の写しを技術点の申告とあわせて提出して下さい。（実務経験による場合は、資格証に替わり、経営事項審査申請書の技術職員名簿の写し又は実務経験証明書等を提出して下さい。（A2-4をご参照下さい。）

なお、技術検定の合格後から資格証が発行されるまでの間については、指定試験機関が通知する合格通知書の写しを提出して下さい。

Q2-2 A2-1③記載の「資格証」は、「監理技術者資格者証」でも認められますか？

A2-2 A2-1①に示す資格に基づき監理技術者登録を行い発行された資格者証であれば認められます。

Q2-3 配置予定技術者は「公表事項」に記載された同種または類似工事の実績が必要ですか？

A2-3 A2-1①に示す資格を有していれば同種または類似工事の実績がなくても認められます。

Q2-4 配置予定技術者はA2-1①に示された資格として「実務経験」を有しています。この場合、実務経験を証明する資料を提出する必要はありますか？

A2-4 以下に示す資料のどちらか一方を技術点の申告とあわせて提出して下さい。

① 経営事項審査の際提出している「技術職員名簿」の写し（配置予定技術者の「業種コード」「有資格区分コード」がA2-1①に示す資格と整合しているか確認の上提出して下さい。

② 提出配置予定技術者の実務経験証明書（別紙様式1）

実務経験証明書は、内容を正確に記載した上で、証明者の会社名及び氏名の記載があることを確認してください。

また、実務経験の年数については、技術者が実際に工事に従事した期間となります。（工期ではありません。）

（配置予定技術者の実績について）

Q 3 - 1 配置予定技術者の実績欄を記入する上での主な注意点は何か？

A 3 - 1

- ① 配置予定技術者の方は「公表事項」に定められた同種または類似工事について、技術者等として従事した実績がありますか？また実績は、コリンズの登録内容確認書（技術データを含む）により確認できますか？

⇒「公表事項」に定められた同種または類似工事について、「監理技術者」「主任技術者」「担当技術者」「現場代理人」のいずれかとして従事した実績がコリンズの登録内容確認書（技術データを含む）により確認できれば対象となります。

- ② 「公表事項」に定められた実績区分（同種または類似工事の別、役割）のどれに適合しますか？

⇒配置予定技術者の方が有する実績により得点が変わります。「公表事項」に基づき正しく記載して下さい。

- ③ コリンズの登録内容確認書（技術データを含む）の写しは添付しましたか？

⇒対象となる実績を有する証明資料として、コリンズの登録内容確認書（技術データを含む）の写しを技術点の申告とあわせて提出して下さい。

Q 3 - 2 過去、「公表事項」に定められた同種または類似工事を実施しましたが、コリンズに登録していませんでした。この工事の実績は認められますか？

A 3 - 2 同種または類似工事の実績はコリンズの登録内容確認書（技術データを含む）により確認しますので、コリンズに登録されていない工事については実績対象と認められません。

またコリンズに登録された工事でも、登録内容確認書（技術データを含む）により、「公表事項」に定められた同種または類似工事の実績が確認できなければ認められません。

Q 3 - 3 コリンズに登録していない工事や、コリンズに登録しているがデータの不足や誤りにより「公表事項」に定められた同種または類似工事と確認できない工事について、契約図書等により実績の証明を行うことはできませんか？

A 3－3 A 3－2に記載のとおり、同種または類似工事の実績はコリンズの登録内容確認書（技術データを含む）により確認しますので、契約図書等により実績の証明を行うことはできません。

コリンズの登録に不足や誤りがある場合は修正登録を行った上で、コリンズ登録内容確認書（技術データを含む）の写しを技術点の申告とあわせて提出して下さい。

Q 3－4 同種または類似工事の実績は、東京都発注工事のみ対象となるのでしょうか？

A 3－4 同種または類似工事の実績をコリンズで確認できれば東京都発注工事に限らず認められます。また、期間についても定めはありません。

Q 3－5 配置予定技術者の実績は、現在所属している会社での実績に限られるのでしょうか？

A 3－5 技術者の実績を評価しますので、以前所属していた会社の実績でも認められます。

※ 以下は、公表事項でこの評価項目が記載されている場合を対象としています。

【企業の信頼性・社会性】

（単価契約工事又は緊急施行工事の実績点について）

Q 4－1 施設維持に関する単価契約工事には、施設維持に関する単価契約委託は含まれないのでしょうか？

A 4－1 委託は含みません。

Q 4－2 単価契約工事の完了日とは、当該単価契約の契約期間末日を示しているのでしょうか？それとも、契約期間内に実施した個別業務の完了日を示しているのでしょうか？

A 4－2 当該単価契約の契約期間末日を完了日とします。

Q 4－3 実績の対象となる緊急施行工事とは、どのような工事をいうのでしょうか？

A 4－3 緊急施行工事とは、地震、暴風雨、豪雪、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に施工を行った工事をいいます。

(注) 上記の理由により緊急に実施された委託業務（除雪作業委託など）についても、実績の対象となります。

実施した案件が緊急施行工事に該当するかご不明な時は、当該工事の発注部局にお尋ね下さい。

対象期間一覧表(令和8年度)

令和8年度の 公表開始日	令和8年度の 基準日	基準日ごとの工事成績対象期間
4月1日から6月30日	4月1日	令和3年 1月1日から令和7年12月31日まで
7月1日から9月30日	7月1日	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
10月1日から12月31日	10月1日	令和3年 7月1日から令和8年 6月30日まで
1月1日から3月31日	1月1日	令和3年10月1日から令和8年 9月30日まで

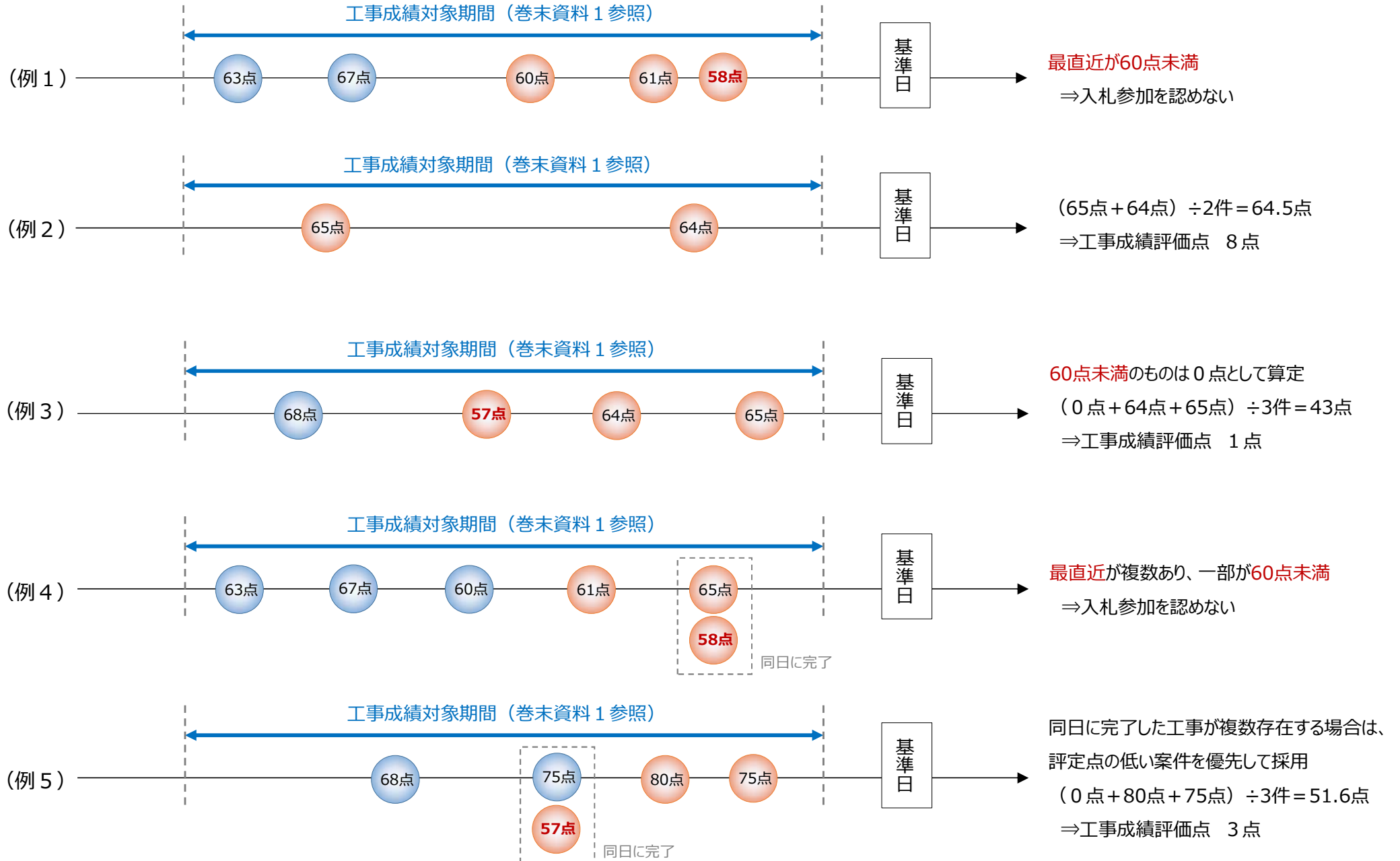
(例)

6月1日に公表を開始した案件	令和3年1月1日から令和7年12月31日までに完了した工事が対象。
7月1日に公表を開始した案件	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完了した工事が対象。
9月30日に公表を開始した案件	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完了した工事が対象。
11月15日に公表を開始した案件	令和3年7月1日から令和8年6月30日までに完了した工事が対象。
1月4日に公表を開始した案件	令和3年10月1日から令和8年9月30日までに完了した工事が対象。
3月31日に公表を開始した案件	令和3年10月1日から令和8年9月30日までに完了した工事が対象。

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。

工事成績評価点の算定例

(巻末資料 2)



※工事成績評価点算定の対象工事は「公表事項」で指定された業種の工事に限る。

令和 年 月 日

記

※実務経験を証明できる、経営事項審査申請書の技術職員名簿の写しを添付する場合は、この証明書は不要です。

実務経験証明書

下記の者は、**建築** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明者 ○○(株) ○○

記

技　術　者　の　氏　名	〇〇〇〇	生年月日	昭和○年○月○日	
最　　　終　　　学　　　歴	〇〇大学建築学科 平成20年3月卒業		建設業法該当区分	建設業法第7条第2号 イ
工　事　名	実 務 経 験 の 内 容		役　割	実 務 経 験 年 数
都営アパート建築工事(その1)	都営住宅の建築に関する施工管理		担当技術者	平成25年 ４月から 26年 ３月まで
都営アパート建築工事(その2)	都営住宅の建築に関する施工管理		担当技術者	平成26年 ４月から 27年 ３月まで
都営アパート建築工事(その3)	都営住宅の建築に関する施工管理		担当技術者	平成27年 ４月から 28年 ３月まで
都営アパート建築工事(その4)	都営住宅の建築に関する施工管理		担当技術者	平成28年 ４月から 29年 ３月まで
都営アパート建築工事(その5)	都営住宅の建築に関する施工管理		担当技術者	平成29年 ４月から 30年 ３月まで
都営アパート建築工事(その6)	都営住宅の建築に関する施工管理		担当技術者	平成30年 ４月から 31年 ３月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				合計 満 6 年 ０ 月

※実務経験を証明できる、経営事項審査申請書の技術職員名簿の写しを添付する場合は、この証明書は不要です。